

農業体験学習支援制度 手続きフロー

〔令和8年度版〕

■以下の各書類等の提出先はすべて「新潟市アグリパーク」です。

1 希望調査票の提出（必須）

期限：令和8年2月27日（金）17：00必着

提出：①希望調査票（別記様式第1号）
②バス会社等が作成した往復分の見積書の写し（交通費支援希望の場合）

⇒ 支援見込み額の通知（3月末）

2 体験先への申込み・事前打ち合わせ

・体験先の
申込み時期等は各自で確認
・希望調査と
前後する場合あり

3 実施前の申請手続き

A：アグリパーク ASP
（宿泊・日帰り）

期限：利用当日（窓口へ提出）

提出：

- ①支援申請書兼実施報告書（別記様式第2号）
 - ②運送申込書／運送引受書・乗車券
- ※特約事項に「アグリパークが一括で支払い」と明記
※支払いのみアグリパークに委任となるので、
請求書はアグリパークへ直接送るよう、
バス会社に依頼すること

⇒ 支援決定兼支援額確定通知書
（別記様式第3号）の交付

B：アグリパーク以外
（いくとぴあ・近隣農家・教育田）

期限：実施前14日前まで

提出：

- ①支援申請書兼実施計画書（別記様式第4号）
※近隣農家は校外学習計画書も添付
 - ②運送申込書／運送引受書・乗車券
- ※特約事項に「アグリパークが一括で支払い」と明記
※支払いのみアグリパークに委任となるので、
請求書はアグリパークへ直接送るよう、
バス会社に依頼すること

⇒ 支援決定通知書
（別記様式第5号）の交付

4 活動の実施

5 実施後の報告（B：アグリパーク以外のみ）

期限：実施後14日以内

提出：①実施報告書（別記様式第6号）

②活動の様子がわかる写真（市ホームページに掲載可能なもの）

⇒ 支援額確定通知書
（別記様式第7号）の交付

⇒ 学校園負担分の請求書発行（発行：アグリパーク）

- ・宿泊費（学校園負担部分）
- ・交通費（バス会社等の請求額から支援額を引いた残額）

6 宿泊費や交通費の学校園負担分の支払い

期限：実施後14日以内

方法：現金または銀行振込（手数料は学校園負担）

注意：キャンセル料は支援対象外

いくとぴあ等の施設の諸費用は、利用施設の案内に従う

・バス等の
キャンセルが発生すると
全額学校園負担
（直接バス会社等へ支払い）

※ 詳細については、農業体験学習支援制度 申請マニュアルを参照してください。